

「脱炭素社会推進普及啓発業務」実施事業者選定に係る 公募型プロポーザル募集要項

本要項は、脱炭素社会推進普及啓発業務を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

本業務は、カーボンニュートラルの実現に向けて、県民、事業者等を対象に「デコ活」の認知度向上や取組の実践促進を図る啓発事業、脱炭素経営伴走支援を実施し、脱炭素社会への移行を促進することを目的とする。

1 業務概要

- (1) 事業名
脱炭素社会推進普及啓発業務
- (2) 業務内容
別添「脱炭素社会推進普及啓発業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 見積限度額
3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託対象経費

- (1) 対象となる経費
 - ア 業務実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
 - イ その他業務を実施するために必要と認められる経費
- (2) 対象とならない経費
 - ア 機械・機器の購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
 - エ その他、業務との関連が認められない経費

3 企画提案の参加要件

法人又は個人事業主、複数事業者による共同企業体、事業者団体であり、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年

を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

(9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

(10) 国税、地方税等を滞納していない者であること。

4 スケジュール

令和8年5月22日（金） 参加申込締切

令和8年5月29日（金） 質問受付締切

令和8年6月 8日（月） 企画提案書等提出締切

令和8年6月下旬 審査委員会による審査

令和8年7月上旬 審査結果通知・委託候補者との協議・委託契約締結

5 応募手続き等

(1) プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり必要書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出

内容	大きさ	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1-1号） ※共同企業体による参加申込の場合は、様式第1-2号を使用すること。	A4判	1部	令和8年 5月22日（金） 午後5時（必着） ※郵送の場合は 同日必着
イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号） ※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。	A4判	1部	
ウ 誓約書の提出（様式第3号）	A4判	1部	
エ 法人概要書（様式第4号）	A4判	1部	

※共同企業体による参加を行う場合にあつては、ウ、エに規定する提出書類について、構成する全ての事業者が提出すること。

② 企画提案書等の提出

内容	大きさ	部数	提出期限
<p>ア 企画提案書（様式第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者概要（代表者、従業員数及び事業所所在地等） ・実施計画及び業務スケジュール（任意様式） ・業務遂行人員体制（任意様式） ・仕様書の各項目に対する提案（任意様式） ・委託業務に係る経費見積書（任意様式） <p>※経費見積書は、次の事項を遵守し、作成すること。</p> <p>（1）消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあつては、その相当額を加算して見積もった金額を記載すること。</p> <p>（2）企画提案書、仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。</p> <p>（3）経費の総額を示すとともに、費用内訳を示すこと。</p>	A 4 判	7 部	<p>令和 8 年 6 月 8 日（月） 午後 5 時（必着） ※郵送の場合は 同日必着</p>
<p>イ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※写しでも可とする その他個人事業主や団体の場合は、事業開始届や定款、会則など代表者が確認できるものの写し</p>	A 4 判	1 部	
<p>ウ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）</p>	A 4 判	1 部	
<p>エ 納税証明書（提出日から 3 か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。）</p> <p>① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）</p> <p>② 徳島県税（徳島県税に未納又は滞納がないことの証明）</p> <p>※②については、業務を実施する支店、営業所等（本社が実施する場合は、本社とする。）の所在地が徳島県内にある場合のみ提出すること。</p> <p>※国、自治体により発行できない場合は、直近 1 期分の未納がない旨の証明書を提出すること</p>	A 4 判	1 部	

※企画提案書に添付する用紙は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

なお、8（1）のプレゼンテーションにおいて、当該企画提案書を用いることから、横型・横書きを推奨する。
※共同企業体による参加を行う場合にあっては、イ、ウ、エに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

（2）提出方法及び提出先

持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）により提出すること。

また、郵送による場合は、書留郵便により提出することとし、期限までに到着するよう発送すること。

＜提出先＞

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課 GX 戦略担当

電話 088-621-2334

FAX 088-621-2853

電子メール sustainablehakai@pref.tokushima.lg.jp

（3）その他

参加申込書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を令和8年6月8日（月）午後5時までに提出すること。

6 本事業における質疑応答

（1）質問の受付期間

公告日から令和8年5月29日（金）午後5時まで

（2）質問の提出

当該公募に係る質問は様式第6号により電子メールで提出すること。その際の件名は、『脱炭素社会推進普及啓発業務（事業者名）』とする。なお、送信後は電話により提出先に確認を行うこと。

＜問い合わせ先＞

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

mail : sustainablehakai@pref.tokushima.lg.jp Tel : 088-621-2334

（3）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

（4）質問に対する回答

回答については、質問者に対し電子メールにより回答するとともに、徳島県ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する。

7 応募に際しての留意事項

（1）次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に故意に虚偽の内容を記載した場合

ウ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らか

であると認められる場合

エ 本要項及び仕様書に適合しない場合

オ 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める場合

(2) その他

ア 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

イ 応募は1参加者につき1件とする。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

オ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

カ 選定されなかった場合も含め、企画提案書は返却しない。

キ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。

ケ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

コ 当要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 審査及び結果通知

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で委託候補者を選定する。ただし、状況により企画提案書等の書面審査により、最優秀提案者を選定する場合がある。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、日程ほか詳細を別途通知する。

※プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

(2) 審査項目及び評価内容

別表「審査項目及び評価内容」のとおり。

(3) 契約候補者の選定

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ最も上位の者を、契約候補者として選定する。提案者が1者のみの場合であっても評価は実施するが、評価の結果は、「適」「不適」により判断する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

9 委託契約の締結

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、原則徳島県と委託候補者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で決定する。
- (2) 徳島県と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。
- (3) 契約協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (4) 徳島県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。